

※本案件は7月23日に公示しましたが選定に至りませんでしたので再公示します。

番 号 : 140577

国 名 : ホンジュラス

担当部署 : ホンジュラス事務所

案件名 : コパン・ルイナスにおける持続的観光開発 (参加型地域開発/観光開発)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 参加型地域開発/観光開発
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年9月下旬から2015年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 5.33M/M、合計 5.80M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地派遣期間	整理期間
5日	160日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 9月10日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

- ③語学力 16点
 ④その他学位、資格等 16点
 (計100点)

類似業務	参加型開発および観光開発
対象国／類似地域	ホンジュラス／全世界
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
 (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ホンジュラスはカリブ海のビーチリゾートや、マヤの遺跡群を中心に豊富な観光資源に恵まれている。観光分野における外貨収入は、2012年には638.7百万ドルと、2003年(373百万ドル)から10年で2倍近くにまで成長しており、観光はホ国経済の安定に資する重要な産業となっている。

ホンジュラス政府は、「国家ビジョン 2010-2038」、「国家計画 2010-2022」において、観光を地域開発に資する重要課題として位置付け、同分野の開発及び成長のため、中央・地方行政及び民間セクターの連携促進、法的・制度的枠組みの整備、地方空港建設や道路整備を推進している。しかしながら、開発が遅れ貧困の集中する地方部に位置する観光地では豊富な観光資源を有効活用するための社会基盤や、観光開発を推進する実施体制の整備の遅れが依然顕著であり、喫緊の課題となっている。

こうした状況の中、2011年、観光庁の呼びかけにより、コパン・ルイナス市において、同地初の官民協働のワーキンググループ「コパン2012委員会」が発足した。同委員会は、発足当初の目的であった2012年12月のマヤ・カレンダー関連のイベント運営の成功を経て関係者間での、官民連携・住民参加による街を上げた取り組みに対する意識が更に高まり、2013年には恒常的且つ包括的な観光開発組織「コパン開発機構」として再出発した。

コパン開発機構は、地域資源を活用した持続的地域開発の推進による地域住民の生活の質の向上を目標に掲げ、官民連携及び市民社会の参加による観光開発に取り組んでおり、現在官民合わせ約20に及ぶ関連機関や住民団体が加盟している。一方で、加盟する組織が多岐に亘り、包括的な観光開発を推進していく枠組みは前例がなく、また、観光庁も支援するのに十分な人材やノウハウを持ち合わせていない。

かかる背景の下、ホンジュラス政府より、コパン開発機構を中心とした関係機関と住民による観光開発推進体制の強化を支援し、その取り組みを強化するためのアドバイザー派遣の協力が我が国に要請された。

7. 業務の内容

本専門家は、コパン開発機構の枠組みを有効活用したコパン・ルイナス市の包括的かつ持続的な観光開発推進活動の強化のため、地域住民の観光開発活動への参加促進および各ステークホルダーとの調整・連携について指導を行うとともに、各種観光開発活動に関して技術的な観点から指導・助言を行う。具体的な業務内容は以下のとおり。なお、本業務は、協力期間を2014年9月～2016年9月とする約2年間の協力におけ

る第1回目の業務であるため、改めて公示を予定している第2回目以降の業務の検討に向けた情報収集も行うものとする。

(1) 国内準備期間 (2014年10月上旬)

- ①観光開発関連資料 (ホンジュラス政府法令・政策文書、他ドナー、国際機関や民間組織が作成した関連文書、JICAホンジュラス事務所収集資料等) を収集・確認し、ホンジュラス、コパン・ルイナス市及び同関連・周辺地域の観光開発現況について把握する。
- ②JICAが他国で協力している類似プロジェクトの内容を把握し、優良事例を収集する。
- ③現地派遣に係るワーク・プラン (和文・西文) を作成し、JICAホンジュラス事務所に対し、提出・説明する (メール、TV会議システムを活用)。また、JICA産業開発・公共政策部に対して、JICAホンジュラス事務所の承認を得たワーク・プランを提出・説明する。

(2) 現地派遣期間 (2014年10月中旬～2015年3月中旬)

- ①現地業務開始時に、C/P機関、JICAホンジュラス事務所に対し、ワーク・プランを再提出し、業務内容及び活動の進め方について協議・再確認する。
- ②コパン・ルイナス市及びその周辺・関連地域における観光開発の現状、コパン開発機構及び同市の観光開発関係機関の取り組み状況、同機構への参加関連組織のリソース (人材、財政、知見等)、連携・協働体制、地域住民の観光開発への参加状況等を把握し、同市における包括的及び持続的な観光開発を推進する上での主要課題を整理する。
- ③上記を踏まえ、同市の関係機関及び住民が一体となって観光開発に取り組むためのコパン開発機構の目的を再確認した上で、具体的な活動方針の改定案を作成する。
- ④上記を踏まえ、コパン開発機構の組織体制、機能、規定、及び行政機関や加盟組織の負担 (財政・役務) を整理する。これを踏まえ、「コパン開発機構の体制・能力強化のためのアクションプラン」をC/Pとともに策定し、同機構加盟組織及び関係機関への共有、説明、意見聴取をする等の過程を経て同プランをまとめる。
- ⑤コパン・ルイナス市内外及び中央レベル関連組織に対し、コパン開発機構を中心とした市の観光開発体制・活動のプロモーション広報、並びにこれら諸機関との連携・協働関係を構築・強化するための指導を行う。
- ⑥地域住民のコパン・ルイナス市の観光開発活動への参加・協力促進に向けた啓蒙活動 (児童に対する観光教育など) に対し指導を行う。
- ⑦これまでの活動を踏まえて、コパン開発機構を中心とした、「住民参加型による観光開発アクションプラン」案 (関係機関及び住民が一体となって取り組むことができる観光開発活動計画。小規模のパイロットプロジェクトを含む) の策定をC/Pとともに行う。また、活動計画案に沿って、第2回目派遣以降に必要な投入計画案も併せて作成する。
- ⑧C/P機関及びJICAホンジュラス事務所と、現地派遣期間終了後にC/P等がフォローすべき事項や、第2回目以降の派遣に係る業務方針について協議・確認する。
- ⑨現地業務結果報告書 (和文・西文) を取り纏め、C/P機関及びJICAホンジュラス

事務所に報告・提出する。

(3) 帰国後整理期間（2015年3月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）をJICAホンジュラス事務所へ提出及び報告を行う（メール、TV会議システムを活用）。その後、JICA産業開発・公共政策部に対しては、JICAホンジュラス事務所の承認を得て、専門家業務完了報告書の提出・今次業務の報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

(1) ワーク・プラン

和文2部（JICAホンジュラス事務所、JICA産業開発・公共政策部）

西文2部（C/P機関、JICAホンジュラス事務所）

(2) 現地業務結果報告書

和文2部（JICAホンジュラス事務所、JICA産業開発・公共政策部）

西文2部（C/P機関、JICAホンジュラス事務所）

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部（JICAホンジュラス事務所、JICA産業開発・公共政策部）

(4) 「コパン・開発機構の体制・能力強化のためのアクションプラン」及び「住民参加型による観光開発アクションプラン」案

和文2部（JICAホンジュラス事務所、JICA産業開発・公共政策部）

西文2部（C/P機関、JICAホンジュラス事務所）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒ヒューストンまたはアトランタ⇒テグシガルパ⇒ヒューストンまたはアトランタ⇒成田を標準とします。

(2) プロポーザル提案事項

業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 直接人権費月額単価

直接人権費月額単価については、平成26年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20140212.html>

(4) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、JICAホンジュラス事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、

見積書への記載は不要です。)

- ・ 通信運搬費
- ・ 資料作成費
- ・ 出張旅費
- ・ その他

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：一般業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地業務期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2014年10月中旬～2015年3月中旬を予定していますが、若干の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

本専門家は個別専門家として派遣され、C/P（現地：コパン・ルイナス市役所及び商工観光会議所、中央：観光庁）との協働となります。

③ 便宜供与内容

当機構ホンジュラス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

JICAホンジュラス事務所まで

イ) 宿舎手配

独自で手配が困難な場合にはご相談願います。

ウ) 車両借上げ

業務上必要な移動時の車両借上げ（主にコパン・ルイナス市外地域への移動。車両借上げに要する費用は別途在外事業強化費から支出するため、一般業務費に積算しないこと。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

現地C/Pのコパン・ルイナス市役所が、同庁舎内の執務スペースを提供します（ネット環境あり）。

(2) 本業務の位置づけ

前述の通り、本業務は、協力期間を2014年9月～2016年9月とする約2年間の協力における、第1回目の業務である。ここでは、上述の活動内容と併せて、第2回目以降の業務方針を検討するための情報収集を行う。第2回目の業務は2015年度第2四半期に開始することを想定している。また、第2回目以降の業務に従事する専門家は業務方針の検討結果を踏まえ改めて公示する予定である。

(3) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部産業・貿易第一課
(TEL:03-5226-8063)にて閲覧できます。

・「ホンジュラス国 西部地域観光分野基礎情報収集調査」報告書

(4) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②ホンジュラス国内での作業においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICAホンジュラス事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上